（参考）

熊本県国民保護計画用語集

あ	
LGWAN	「Local Government Wide Area Network」の略。総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークで、国の府省内ネットワークとも接続している。
NBC攻撃	「Nuclear weapons」（核兵器）、「Biological weapons」（生物兵器）、「Chemical weapons」（化学兵器）を使用した攻撃。
安定ヨウ素剤	放射線障害予防剤の一種。核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに安定ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人体に入ると甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被爆を引き起こすこととなるため、放射性ヨウ素が甲状腺に入り込む前に安定ヨウ素剤を服用しておくと甲状腺に安定ヨウ素が集まり、放射性ヨウ素を取り込む量を少なくすることができる。

か	
海上保安部長等	海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの基地がない場合には、管区海上保安本部）の事務所の長。
危険物質等	武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む）で、政令で定めるもの。
汚い爆弾（ダーティボム）	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。
基本指針（国民の保護に関する基本指針）	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定めた基本的な指針。指定行政機関、都道府県及び市町村が定める国民保護計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
緊急対処保護措置	緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置。警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態等に準じて実施。
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公私の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令する。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
国の対策本部（事態対策本部）	対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に内閣総理大臣を長として設置する。
国の対策本部長（事態対策本部長）	国の武力攻撃事態等対策本部の長。内閣総理大臣をもって充てる。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域。

警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官。
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長。
県緊急対処事態対策本部（熊本県緊急対処事態対策本部）	緊急対処事態において、国から県緊急事態対策本部を設置すべき通知を受け設置。県内における緊急対処保護措置を総合的に推進。
県国民保護協議会（熊本県国民保護協議会）	県が設置する国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、県国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
県国民保護計画（熊本県国民保護計画）	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県が作成する国民の保護に関する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議する。
県対策本部（熊本県国民保護対策本部）	武力攻撃事態等において、国から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置。県内における国民保護措置を総合的に推進。 ※ 緊急対処事態の場合は熊本県緊急対処事態対策本部となる → 県緊急対処事態対策本部を参照。
県対策本部長（熊本県国民保護対策本部長）	熊本県国民保護対策本部の本部長。知事をもって充てる。 ※ 緊急対処事態の場合は熊本県緊急対処事態対策本部長となる。
県連絡本部（熊本県緊急事態連絡本部）	国から武力攻撃事態等又は緊急対処事態に係る警報が発令された場合や県内において突発的に武力攻撃等又は緊急対処事態と思われる事案が発生した場合等の初期段階において、情報の収集・伝達等の初動措置を実施。
県連絡本部長（熊本県緊急事態連絡本部長）	熊本県緊急事態連絡本部の本部長。知事をもって充てる。
国際人道法	武力紛争の状態において最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。「戦闘で傷ついた兵士や捕虜、又、戦闘に参加しない文民の保護」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設を区分し、攻撃を軍事目標に限定する。」といった基本的な考え方の上に成り立つ。国際人道法で中心的なものが１９４９年のジュネーブ諸条約と2つの追加議定書。
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。
国民保護措置	国民の保護のための措置。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等。
国民保護等派遣	自衛隊の国民保護派遣及び緊急対処保護派遣。

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）	武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定める。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについても規定。平成16年6月成立。

さ	
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的とした組織。
市町村国民保護協議会	市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市町村国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
市町村国民保護計画	都道府県が作成する国民保護計画に基づいて、市町村が作成する国民の保護に関する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、警報の伝達、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される市町村国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議する。
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定。（指定公共機関数１５２機関）
指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。（本県においては 24 法人を指定）
収容施設	避難等により本来の住居に起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。施行令で定める。

た	
対処基本方針（武力攻撃事態等対処基本方針）	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。 ※ 緊急対処事態においては緊急対処事態対処基本方針。
退避	目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること。
同報系防災行政無線	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。
特定公共施設等	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設等利用法）で定義する港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波をいう。

特定物資	救援に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
トリアージ	災害発生時に、負傷の種類や程度によって治療の優先順位を決め医療措置を行うこと。

は	
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難経路となる地域を含む。）。
避難施設	避難住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。知事があらかじめ指定。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める要領。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の 4 類型を想定。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力発電所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態。
事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）	武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定める。平成１５年６月成立。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。なお、武力攻撃事態対処法において武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義。

や	
要避難地域	住民の避難が必要な地域。

ら	
利用指針	武力攻撃事態等における公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波）の利用について、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施が競合する場合に、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、武力攻撃事態等対策本部長が定める調整のための指針。

熊本県国民保護協議会　委員・幹事名簿

	号	内容	機　関　名	委員（60名）	幹事（17名）
	－	知事	熊本県知事	知　事	
1	1	指定地方行政機関	九州管区警察局	局　長	
2	1		九州総合通信局	局　長	
3	1		九州財務局	局　長	
4	1		長崎税関八代税関支署	支署長	
5	1		九州厚生局熊本事務所	所　長	審査課長
6	1		熊本労働局	局　長	
7	1		九州農政局	局　長	地方調整官
8	1		九州森林管理局	局　長	
9	1		九州経済産業局総務企画部	部　長	
10	1		九州産業保安監督部	部　長	
11	1		九州地方整備局	局　長	熊本河川国道事務所長 熊本港湾・空港整備事務所長
12	1		九州運輸局熊本運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官
13	1		大阪航空局熊本空港事務所	所　長	総務課長
14	1		熊本地方気象台	台　長	
15	1		熊本海上保安部	部　長	警備救難課長
16	1		九州地方環境事務所	所　長	
17	1		九州防衛局熊本防衛支局	支局長	
18	2	自衛隊	陸上自衛隊第8師団	師団長	司令部第3部長
19	2		海上自衛隊佐世保地方総監部	総　監	
20	2		航空自衛隊西部航空方面隊	司令官	
21	3	副知事	熊本県	副知事	
22	3	副知事	熊本県	副知事	
23	4	教育長	熊本県教育庁	教育長	教育理事
24	4	警察本部長	熊本県警察本部	本部長	警備第二課長 交通規制課長
25	5	県の職員	熊本県知事公室	知事公室長	
26	5			危機管理監	危機管理監
27	6	市町村消防長	熊本県市長会	会　長	
28	6		熊本県町村会	会　長	
29	6		熊本市	市　長	
30	6		熊本県消防長会	会　長	警防部警防課長
31	7	指定公共機関	日本銀行熊本支店	支店長	
32	7		日本赤十字社熊本県支部	事務局長	事業推進課長
33	7		日本放送協会熊本放送局	局　長	
34	7		西日本高速道路株式会社九州支社	熊本高速道路事務所長	
35	7		九州旅客鉄道株式会社熊本支社	支社長	副支社長
36	7		日本郵便株式会社九州支社	支社長	
37	7		NTT西日本株式会社熊本支店	支店長	設備部長
38	7		九州電力株式会社熊本支店	支店長	総務グループ長
39	7		西部ガス株式会社	供給本部熊本供給部長	
40	7	指定地方公共機関	公益社団法人熊本県トラック協会	専務理事	
41	7		一般社団法人熊本県バス協会	専務理事	
42	7		三和商船株式会社	代表取締役	
43	7		株式会社熊本放送	総務局長	
44	7		株式会社テレビ熊本	総務局総務部長	
45	7		株式会社熊本県民テレビ	取締役	
46	7		熊本朝日放送株式会社	取締役	
47	7		公益社団法人熊本県医師会	会　長	
48	7		公益社団法人熊本県看護協会	会　長	
49	7		一般社団法人熊本県LPガス協会	会　長	
50	7		社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	会　長	
51	7		一般社団法人熊本県歯科医師会	会　長	
52	7		公益社団法人熊本県薬剤師会	専務理事	
53	7		一般社団法人熊本県建設業協会	会　長	
54	7		熊本国際空港株式会社	代表取締役	
55	8	有識者	熊本県議会	議　長	
56	8		熊本市消防団	団　長	
57	8		黒髪校区第四町内自治会自主防災クラブ	会　長	
58	8		熊本県女性防火防災クラブ連合会	会　長	
59	8		熊本大学	名誉教授	
60	8		熊本大学大学院先端科学研究部	教授	

第38条第4項各号

熊本県国民保護協議会条例

（平成17年3月24日条例第9号）

(目的)

第1条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第38条第8項の規定に基づき、熊本県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条　協議会の委員の定数は、60人以内とする。

2　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条　協議会に幹事25人以内を置く。

2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3　幹事の任期は、2年とし、再任することを妨げない。幹事が欠けた場合における補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

4　幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条　協議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条　協議会の庶務は、知事公室において処理する。

(雑則)

第8条　前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国民保護協議会運営要領

（目的）
第１条　この要領は、熊本県国民保護協議会条例（平成 17 年熊本県条例第 9 号）第 8 条の規定に基づき、熊本県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の代理出席）
第２条　委員がやむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、あらかじめその委員が書面により委任する者を代理出席させることができる。
２　前項の規定に基づき代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

（幹事会）
第３条　幹事会に幹事長を置き、熊本県知事公室危機管理監をもって充てる。
２　幹事会は、幹事長が招集する。
３　幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

（会議の公開）
第４条　協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の決定により、会議を公開しないことができる。
（1）熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）第 7 条各号の不開示情報が含まれる事項について審議するとき
（2）公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないとき
２　会長は、前項ただし書きにより公開しないことと決定する場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議の傍聴）
第５条　協議会は、会議を公開するときは、県民等の傍聴のため、会場に一定の傍聴席を設ける。

（会議録）
第６条　会長は、熊本県知事公室危機管理防災課の職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。
（1）会議の日時及び場所
（2）出席委員の氏名
（3）会議に付した案件
（4）会議の経過
（5）議決事項
（6）その他参考事項

（会議結果及び会議資料の公開）
第７条　会長は、県が定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成 10 年 12 月 11 日熊本県知事決定）に基づき、会議の結果及び会議資料を公開するものとする。

（雑則）
第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附　則
この要領は、平成 17 年 8 月 2 日から施行する。

附　則
この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

（平成17年3月24日条例第8号）

(目的)

第1条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、熊本県国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び熊本県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条　熊本県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2　熊本県国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3　熊本県国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4　国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5　前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第3条　本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2　本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3　本部長は、法第28条第7項の規定により、防衛大臣がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条　本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条　法第28条第8項の規定により知事が設置する熊本県国民保護現地対策本部(以下この条において「国民保護現地対策本部」という。)に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2　国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第6条　国民保護対策本部の庶務は、知事公室において処理する。

(雑則)

第7条　前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第8条　第2条から前条までの規定は、熊本県緊急対処事態対策本部について準用する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月16日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第２項の規定に基く指定地方公共機関　一覧

（指定：平成１７年３月３１日）
（追加：平成２５年５月１４日）
（追加：令和　５年３月　３日）

１　天草ガス株式会社

２　九州ガス株式会社

３　山鹿都市ガス株式会社

４　公益社団法人熊本県トラック協会

５　天草エアライン株式会社

６　くま川鉄道株式会社

７　熊本電気鉄道株式会社

８　肥薩おれんじ鉄道株式会社

９　南阿蘇鉄道株式会社

１０　一般社団法人熊本県バス協会

１１　熊本フェリー株式会社

１２　三和商船株式会社

１３　株式会社熊本県民テレビ

１４　株式会社熊本放送

１５　株式会社テレビ熊本

１６　熊本朝日放送株式会社

１７　公益社団法人熊本県医師会

１８　公益社団法人熊本県看護協会

１９　一般社団法人熊本県ＬＰガス協会

２０　一般社団法人熊本県歯科医師会

２１　公益社団法人熊本県薬剤師会

２２　社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

２３　一般社団法人熊本県建設業協会

２４　熊本国際空港株式会社

熊本県国民保護計画

沿革　　平成１８年（２００６年）１月２４日作成
平成１９年（２００７年）４月　２日変更
平成２０年（２００８年）５月２３日変更
平成２１年（２００９年）５月２０日変更
平成２２年（２０１０年）３月１９日変更
平成２２年（２０１０年）５月１４日変更
平成２３年（２０１１年）５月１３日変更
平成２４年（２０１２年）５月１４日変更
平成２６年（２０１４年）２月　７日変更
平成２６年（２０１４年）５月１６日変更
平成２７年（２０１５年）５月１３日変更
令和　２　年（２０２０年）１月　８日変更
令和　４　年（２０２２年）３月１５日変更
令和　５　年（２０２３年）７月　６日変更
令和　８　年（２０２６年）１１月１９日変更

編集発行　熊本県知事公室危機管理防災局危機管理課
〒　８６２－８５７０
熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号
電　話：０９６－３３３－２１１２
ＦＡＸ：０９６－３８３－１５０３
E-mail： kikikanri@pref.kumamoto.lg.jp